

法務省及び大阪市の人権擁護の取り組みについて

<法務省の取り組み>

全国各地の法務局（大阪法務局ほか）において職員や人権擁護委員が人権に関する相談を窓口、電話、インターネットの何れからでも受け付けている。

事案に応じて、必要な事実調査を行う。

法務省人権擁護機関では「人権を侵害された」という被害者からの申出を受けて救済手続きを開始する。

参考：別添パンフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」参照

<大阪市の取り組み>

大阪市人権啓発・相談センターにおける総合的な人権相談の実施

・専門相談員による人権相談（電話相談及び面談による相談）

平日 9：00～21：00

土・日・祝日 9：00～17：30

・必要に応じて、各種相談機関や大阪弁護士会等と連携し、相談事案の解決を図っていく。

法務省等への要望（平成26年8月7日）

大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会3者による要望

「特定の国籍の外国人などを排斥し、差別を助長する趣旨のヘイトスピーチが行われるなど外国人などを巡る人権問題について憂慮すべき状況が生じているため、法による対応の検討も含め、実効性のある対策を講じるとともに、啓発活動の充実など取組の強化」について要望

多文化共生に関する啓発の主な取り組み

- ・各区広報紙の「おおさか掲示板」への掲載
- ・人権啓発広報誌「KOKORO ねっと」（平成25年9月号）
- ・人権啓発推進員の養成研修でのコリアンタウンのフィールドワークの実施